

修習専念資金貸与 FAQ ～その他 貸与制に関連する事項～

- Q1.司法修習生に通勤手当は支給されないのですか。 1
- Q2.司法修習生に修習の実施に必要な旅費は支給されるのですか。 1
- Q3.司法修習生が修習中あるいは修習場所へ行く途中の事故により負傷した場合等の補償はどうなるのですか。 1

Q1.司法修習生に通勤手当は支給されないのですか。

通勤手当は支給されません。

Q2.司法修習生に修習の実施に必要な旅費は支給されるのですか。

修習の実施に必要な不可欠な旅費については、支給されます。

Q3.司法修習生が修習中あるいは修習場所へ行く途中の事故により負傷した場合等の補償はどうなるのですか。

国家公務員災害補償法の規定に基づいた補償を受けることができます。